

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年3月4日（木）10時05分～11時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
伊藤係長  
澁谷企画調査官、大辻室長補佐、高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）  
技術基盤グループ システム安全研究部門  
酒井技術研究調査官  
山本技術研究調査官（テレビ会議システムによる出席）  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）  
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構  
担当5名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
  - 臨界安全評価について
    - ✓ 臨界安全評価の見直しの経緯
    - ✓ コンクリートセルの臨界安全解析を再度行った結果、条件見直し後においても、1回当たりに受け入れる燃料デブリ等の最大量（以下「1回当たり最大受入量」という。）に含まれるPuの重量は臨界に達しない量であった。
    - ✓ Pu 粒径が小さい場合の実効増倍率
    - ✓ UO<sub>2</sub> 燃料と MOX 燃料の比較検討の前提条件
    - ✓ 試料ピットに入れる容器単一ユニットでの評価
    - ✓ 核燃料物質の種類ごとの最小推定臨界下限値の比較
  - 1回当たり最大受入量について
    - ✓ 1回当たり最大受入量は、放射性物質分析・研究施設第2棟で想定する全ての分析に必要な量を十分満たしている。
  - 放射性廃棄物の考慮について
    - ✓ 放射性固体廃棄物及び液体廃棄物の想定発生量
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
  - 不均一体系の臨界安全解析において、燃料領域をより細かく等分した場合の影響について説明すること。
  - 1回当たり最大受入量について、分析に必要な最低量、施設内での管理、輸送上の制限等をどのように考慮して設定しているのか説明すること。

#### 6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(臨  
界安全評価の見直しについて) 2月26日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(臨  
界安全評価に関するコメントへの回答)
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(第  
2棟分析成果の反映について) 7月29日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(放  
射性廃棄物の考慮について) 11月6日面談資料改訂版